

令和6年11月18日

介護サービス事業者 各位

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

「GビズID」の取得について（依頼）

日頃は、県高齢者福祉行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、令和6年8月16日付け高第485号にて通知しましたとおり、令和6年度から介護保険法に基づく「介護サービス事業者経営情報の調査」が開始され、厚生労働省が構築する「**介護事業財務情報データベースシステム（仮称）**」により、事業所・施設ごとの収益・費用等の情報を報告いただく必要があります。

また、介護サービスに係る指定及び報酬請求に関連する申請・届出についても、原則、厚生労働省が構築・運営する「**電子申請・届出システム**」を利用して手続きを行うこととされ、岐阜県に対する申請・届出については、令和7年2月（※）から同システムによる受付を開始する予定としております。（※ 市町村に対する申請・届出は、それぞれ受付開始時期が異なるため、各市町村にご確認願います。）

これらの**システムを利用した報告や申請・届出に当たっては、デジタル庁が運用する、事業者が行政手続を行う際の共通認証サービス「GビズID」の取得が必須**となります。

介護サービス事業者におかれましては、**速やかに各手続きが行えるよう、事前に「GビズID」の取得**をお願いします。

記

1 GビズIDの取得方法

以下のURLに掲載の「GビズIDの取得方法」を参考に、GビズIDホームページから手続きを行ってください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/397540.html>

※GビズIDのアカウントには「プライム」と「メンバー」の2種類があり、法人代表者以外に、各事業所の担当者が申請・届出を行う場合には「メンバー」のアカウントも必要となりますので、各事業者の運用に合わせて取得してください。

2 システムを利用した報告及び申請・届出

システムを活用した報告及び申請・届出の詳細は、後日別途ご連絡しますが、各手続きの概要等については、以下のURLをご確認願います。

- ・ 介護サービス事業者経営情報の調査（介護保険最新情報 Vol.1297）
<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/410645.pdf>
- ・ 電子申請・届出システム（厚生労働省ホームページ）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

健康福祉部 高齢福祉課 事業者指導係
058-272-1111（内 3468・3469）

介護サービス事業者経営情報の報告【介護保険法第115条の44の2第2項】

- ・ 令和6年11月頃、国が報告システムの操作マニュアル及び説明動画を公表予定
- ・ 令和7年1月頃、報告システムが稼働 報告の受付開始
- ・ 報告対象者：当該会計年度にサービスの対価として支払いを受けた金額（介護報酬総額）が100万円を超える者

	R6年度			R7年度											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R6. 3. 31～R6. 12. 31までの間に 会計年度が終了する事業者	← 報告期限：3月末 →														
(R7. 1. 1以降) 毎会計年度終了後3月以内に報告 例① 会計年度末がR7. 3月の場合				← 報告期限：6月末 →											
例② 会計年度末がR7. 9月の場合										← 報告期限：12月末 →					
例③ 会計年度末がR7. 12月の場合													← 報告期限：3月末 →		

会計年度末がR6. 12月末までの事業者は、1月から報告受付開始となりますので、早めにGビズIDの取得をお願いします。